

第五十七号議案

東京都福祉保健局関係手数料条例及び東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉保健局関係手数料条例及び東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する
条例

第一条 東京都福祉保健局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の項ヲ中「千八百円」を「千四百円」に改める。

第二条 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定するとともに、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）に基づく事務の手数料の額に係る経過措置の期間を延長する必要がある。

第五 十 七号議案

東京都福祉保健局関係手数料条例及び東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例